

総社市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第3号

総社市税条例の一部を改正する条例

総社市税条例（平成17年総社市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後条号とし、移動号に対応する移動後条号が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後条号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後条号を加える。

改正後	改正前
<p>（個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 略 （市民税の均等割の課税免除） <u>第24条の2</u> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税の均等割を課さない。ただし、これらの者が収益事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p><u>(1) 法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人</u> <u>(2) 公益社団法人又は公益財団法人</u> <u>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体</u> <u>(4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人</u></p> <p>（市民税の減免） 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 (1)～(3) 略</p>	<p>（個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 略</p> <p>（市民税の減免） 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 (1)～(3) 略</p>

改正後	改正前
<u>(4)</u> 略 2及び3 略	<u>(4)</u> <u>公益社団法人及び公益財団法人</u> <u>(5)</u> 略 2及び3 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。